発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年４月30日
【発行者の名称】	株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓ （Yottavias Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　髙岡 悦幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目３番４号
【電話番号】	03-4214-8484
【事務連絡者氏名】	取締役　長谷川 一正
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内　直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替期間の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓ https://yottavias.co.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第２１条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第２７条の３４において準用する法第２２条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期
決算年月		2023年１月	2024年１月	2025年１月
売上高	（千円）	860,670	969,996	755,143
経常利益	（千円）	39,958	34,267	25,309
当期純利益	（千円）	25,092	23,294	17,696
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	（株）	400,000	400,000	400,000
純資産額	（千円）	165,515	142,410	160,107
総資産額	（千円）	447,298	417,626	436,297
１株当たり純資産額	（円）	413.79	369.42	415.32
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額	（円）	62.73	58.59	45.91
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	37.0	34.1	36.7
自己資本利益率	（％）	16.4	15.1	11.7
株価収益率	（倍）	－	54.8	69.7
配当性向	（％）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	608	63,212	△14,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	57,291	23,880	△4,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△26,478	△81,372	30,740
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	275,913	281,634	292,755
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	（名）	9 〔9〕	11 〔6〕	8 〔6〕

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．2022年８月31日付けで普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。
４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
６．第10期の株価収益率は、2023年12月13日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、記載しておりません。
７．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

８．第10期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、ＯＡＧ監査法人による監査を受けております。また、第11期及び第12期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、ＯＡＧ監査法人による監査を受けております。

２ 【沿革】

株式会社Daiko Communications・株式会社光通信の合弁会社として2013年10月に当社を設立いたしました。当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年　月	沿　革
2013年10月	ITコンサルティング事業を主な目的として東京都豊島区南池袋に 株式会社DH communications(資本金20,000千円、現在の株式会社Yottavias)を設立
2013年10月	株式会社ハローコミュニケーションズと通信サービス等の取次店契約締結
2013年10月	ITコンサルティング事業として大手通信キャリアのインフラサービスの取次を開始
2015年８月	株式会社USEN NETWORKSと移動体通信サービス取次の代理店契約締結
2020年８月	株式会社光通信と合弁契約を解消
2020年10月	設立７周年に合わせて社名を『株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓ』へ変更
2022年３月	事業拡大に伴い、本社を東京都千代田区麹町に移転
2022年８月	普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割
2023年８月	１単元を100株とする単元株制度を採用
2023年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式上場

３　【事業の内容】

当社は、「すべてのステークホルダーに支持される企業であり続けるために」を経営理念としており、イノベーションの本質を理解するために日々努力し、正しく世の中に価値を提供し、社会課題解決に貢献することを信条にしております。

当社が行う事業はビジネスパートナー制度を主軸とし、メインの法人顧客に対して、それぞれの環境に応じた光回線インフラやwi-fi機器、セキュリティ機器、セキュリティソフト、クラウド管理サービスなどを総合的に企画提案し、取次・販売を行う、ITコンサルティング事業になります。具体的には大手通信キャリアの光回線の取次代理店業を基盤とし、HP制作、セキュリティソフト、通信機器・サービスの取次・卸販売までを行い、近年ではテレワーク向けリモートコントロールや遠隔での就業管理まで行えるIT資産管理ツール、無人店舗運営向けDX関連サービス、AIを活用したカメラやチャットボットサービスの販売を進めております。

スイスの国際経営開発研究所(IMD)の発表によると2023年の世界デジタル競争力ランキングで日本は32位と過去最低の順位となっており、当社のミッションである「日本のデジタル競争力を高めIT先進国にする」を実現することで日本経済の活性化につながると考えております。

当社は「ITコンサルティング事業」の単一セグメントであります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

【事業の系統図】

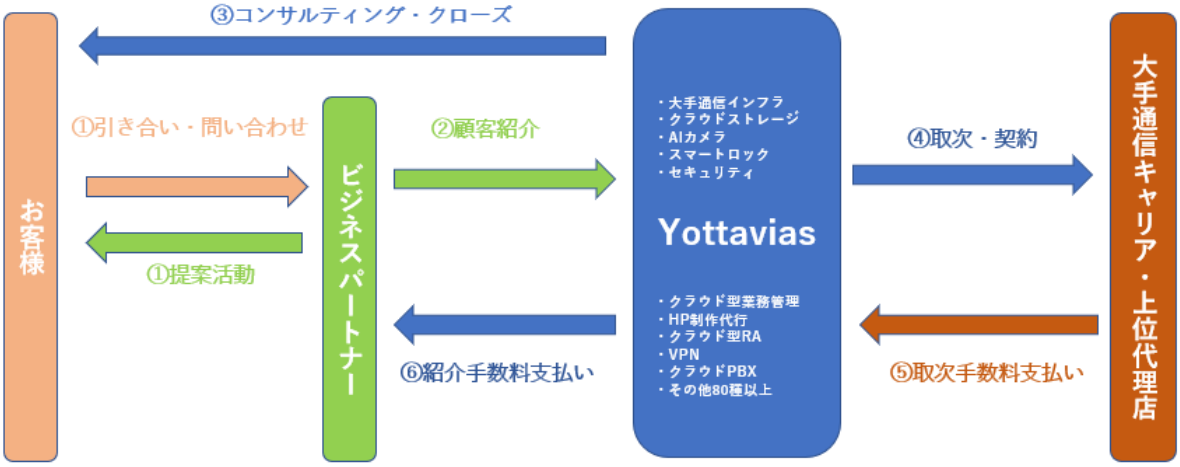

全国に提携をしているビジネスパートナーへ当社取扱サービスを展開し、顧客紹介にて当社で営業活動を行うことで高品質かつ高い成約率を維持しております。

主な提供サービス・商材は大手通信キャリアの光回線、wi-fiサービス、ネットワークやセキュリティの機器、セキュリティソフト、AIカメラ、クラウドストレージ、IT資産管理ツール、HP制作等となっております。

直近では無人店舗などのリテールテック市場の成長が著しく、当社としてもAIカメラや入退室管理のスマートロック、予約や決済まで連結するアプリまでトレンド市場のコンサルティングに早期対応しております。

また電子帳簿保存法の改定やインボイス制度の開始ということもあり、データ保存のクラウドストレージやクラウド会計など様々にカスタマイズ可能なサービスの取扱いから、BCP対策による光回線とは別のバックアップ回線などの取扱いまでを積極的に行っております。

近年、情報化社会により企業サービスの多角化から既存の営業方法では提案が通らないことが多発しております。

現状

IT商材は常に進化し多種多様なサービスが出回っており、ビジネスパートナーも顧客が何を選べば現状ベストなのかもわからない状態になっており、当社が「ITの目利きや」としてベストな提案をし、高い成約率を生み出すことが可能となっております。

全国のビジネスパートナー数と分布図

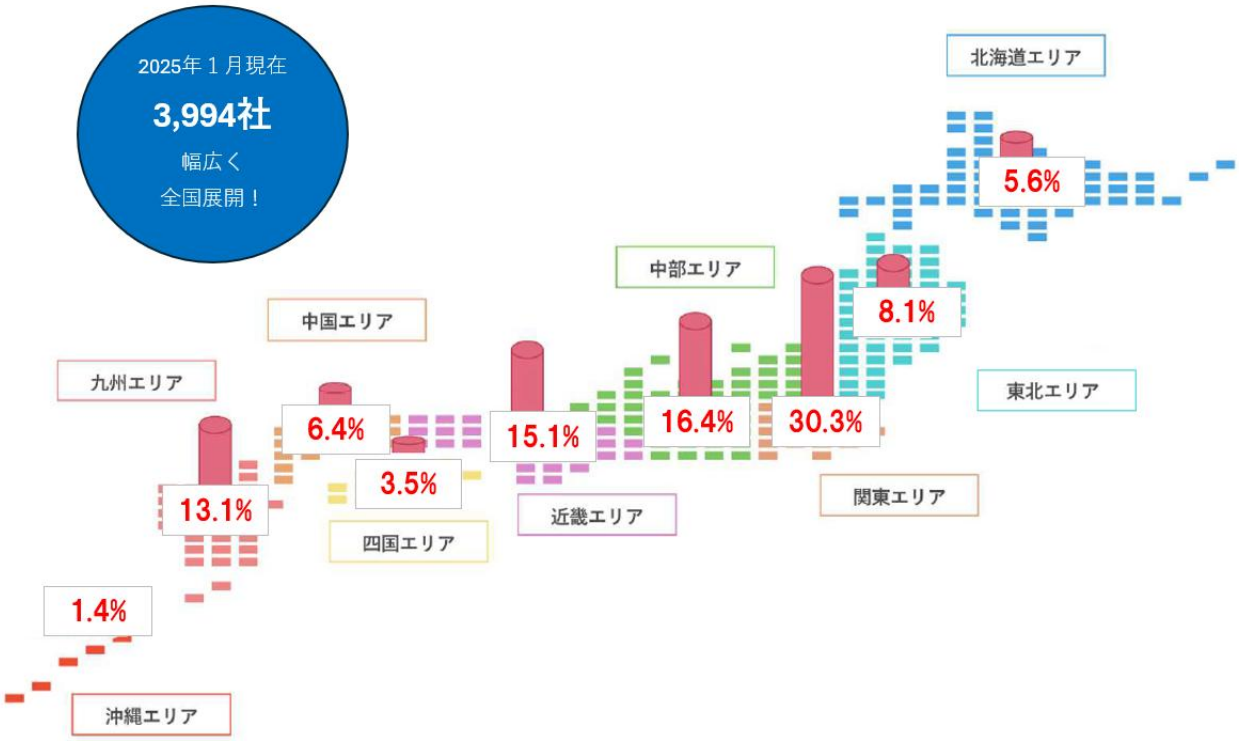

また近年急増するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティに関する有資格者によるセキュリティ診断を行い、企業の守るべき重要資産と想定すべき脅威を見える化し最適かつ最新のソリューションを提供することでセキュリティ対策を行っております。

最先端のセキュリティ対策

様々なデバイスや環境に対応する最新のセキュリティソリューションを用意いたします。

課題を確認し必要なツールを整備

セキュリティの課題を可視化、必要なツールをご提案。安全にICTを運用できるようにシステム投資の効果を最大にするサポート行います。

セキュリティのノウハウをご提供

弊社の経験値やリアルタイムなユーザー事例を持って、迅速な情報提供をお客様にご提供いたします。

現在インターネットが普及し情報社会となっており、デジタルマーケティングを活用し企業課題について総合的にマーケティング支援を行っております。
AIとの組み合わせにより膨大な顧客データを瞬時に分析し、予測を立てることができるようになり顧客ごとに成約率の高いサービス・購買確率の高いサービスなどを抽出することも可能となります。

ウェブマーケティング

インターネットの普及により、ECサイトやネットショッピングが一般的になり、Webマーケティング手法も急増拡大。パソコン・スマホが普及し、誰もがインターネットを通じて情報を手にすることができる現代において、最適なプロモーションを当社では実施していきます。

広告運用／リスティング広告／SNS広告／ディスプレイ広告／SEO／MEO

コンテンツマーケティング

顧客接点が多様化している時代、消費者は多くの手段を用い情報収集を行っています。企業コンテンツを作る事で、企業価値並びに新規アクセスも増加しSEO対策にもつながるコンテンツマーケティング支援を行います。

オウンドメディア制作／SNS運用代行

リテンションマーケティング

LTV最大化のためには新規顧客をいかに既存顧客へと変化さえるのかが重要です。平均的に新規顧客を獲得には、既存の顧客を維持するコストの5倍かかります。顧客ファン化のため、お客様の要望を理解し分析、実行していきます。

CRMメール／アプリ開発／動画制作

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2025年１月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8〔6〕	28.8	3.2	3,935

（注）１．従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社はITコンサルティングの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度における我が国経済は、円安によるインバウンド需要の増加や、雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復傾向にありました。一方で、欧米における高金利水準の継続や中国経済の先行き懸念が国内経済に与える影響など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、既存事業の強化と新規事業の育成に取り組んでまいりました。

主軸であるパートナー営業部による法人顧客において中小企業向けITコンサルティングによるインフラ構築を始め、データバックアップやデータ共有のストレージサービスなどを展開し、近年急増するサイバー攻撃のランサムウエアやマルウエアへの対策サービスの需要が高まっていることからセキュリティソフトなどを積極的に新サービスとしてリリースし販売を行っておりました。また店舗やオフィスの無人化、省人化に必要なITソリューションが堅調に推移いたしましたが、予定していた案件の工期が想定よりも遅れており、売上計上が翌期にずれ込むこととなりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は755,143千円（前年同期比22.1％減）、営業利益は27,193千円（同41.5％減）、経常利益は25,309千円（同26.1％減）、当期純利益は17,696千円（同24.0％減）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は292,755千円（前期末比11,120千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、14,999千円（前年同期は63,212千円の資金の増加）となりました。これは主に、法人税等の支払17,414千円及び、販売促進引当金の減少9,210千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、4,620千円（前年同期は23,880千円の資金の増加）となりました。これは 主に、有形固定資産の取得による支出3,492千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、30,740千円（前年同期は81,372千円の資金の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出74,260千円、長期借入れによる収入105,000千円によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績
当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

（２）受注実績
当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

（３）販売実績
当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。
なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、ITコンサルティング事業のみを記載しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITコンサルティング事業	755,143	77.9
合計	755,143	77.9

（注） 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2023年２月１日 至 2024年１月31日）		当事業年度 （自 2024年２月1日 至 2025年１月31日）	
	販売高(千円)	割合（%）	販売高(千円)	割合（%）
株式会社ハローコミュニケーションズ	741,470	76.4	528,436	70.0
株式会社USEN NETWORKS	147,292	15.2	114,156	15.1

３ 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。
文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）経営方針の遂行

当社は以下の経営理念に基づいて、中長期に成長できる企業になるために、安定的な収益モデルの構築が急務と認識しております。既存事業を継続して発展、拡大させるとともに、新規事業を早期に立ち上げることに努めてまいります。

ミッション	ビジョン
日本のデジタル競争力を高め IT先進国にする	ITを活用した協創対話で 社会課題を解決する

（２）当社の強みとなる販売モデルの確立

ビジネスパートナーとの共創対話を用いて、日本全国に存在するマーケットニーズを柔軟に捉えていく予定です。新規ビジネスパートナーについては、都市部だけでなく地方においても拡大できる余地は多分に残っていると認識しております。更なるスピード感を持って継続的なマーケット確保に努めてまいります。

（３）サービスポートフォリオの拡充

ITの進化は非常に早いため、環境変化への対応、そして必要とされているサービス構築を行わなければなりません。ビジネスパートナー向けのセミナーを定期的に行っており、ビジネスチャンスを逃さない提案が可能なスキームを構築しております。

サービスラインナップを拡充し、クロスセルをより重要視してまいります。

（４）内部管理体制の強化

当社の持続的な成長と信頼性確保の極めて重要な戦略的課題として、内部管理体制の強化を認識しております。さまざまなリスクに対応するため、継続的な内部監査体制の構築と定期的な評価メカニズムの導入に努めてまいります。

（５）人材確保

単なる人員補充ではなく、高度な専門性と将来的な成長可能性を兼ね備えた人材の獲得が不可欠であると考えております。すべての部門に、中途採用はもとより即戦力となる人材を積極的に確保致します。さらに持続的な当社の成長を支える人材の育成を推し進め、社員研修等の環境整備の強化に努めてまいります。

４ 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）特定企業への依存について

当社の売上高は、株式会社ハローコミュニケーションズ及び株式会社USEN NETWORKSによる大手通信キャリアの通信回線・AIやDX関連サービスの販売代理店事業によるものになり、売上高の約８割が上記２社によるものとなっております。当社はこれら会社と良好な関係を築いておりますが、予期せぬ販売方針の変更や当社の原因による重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）サプライチェーンに係るリスクについて

当社の販売サービスで扱う商材にはITインフラに紐づくルータ機器や、セキュリティ機器、OA機器などありますが、半導体需要の高まりや感染症の拡大、戦争・紛争の勃発、大規模な自然災害などの発生によりこれらの機器を仕入先で調達できない、もしくは納期遅延する可能性があります。このようなサプライチェーンの混乱により、当社が取次いだ商材が適時に顧客に届かず、当社の売上計上が遅れることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）資本業務提携、Ｍ＆Ａに関するリスクについて

当社は、新たな資本業務提携やＭ＆Ａを事業の早期拡大の有効な手段の一つと考えております。現状では予定はございませんが、実施に際しては、対象企業や事業の財務・法務・ビジネス等について綿密なデューデリジェンスを行い、十分に投資対効果やリスクの把握に努めていきます。事業環境の変化等で計画どおりに事業が進まない場合や、デューデリジェンスで認識していない問題等が発覚した場合、のれんの減損損失や評価損が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（４）訴訟等について

当社が事業活動を行うに当たっては、偶発的に発生する訴訟や訴訟に至らない請求等を受ける可能性があります。当社は、役員及び従業員に対しコンプライアンス意識の醸成のために定期的に啓蒙活動を行うと同時に、訴訟等の当事者となる可能性のある案件の発生を適切なモニタリングにより未然に防げるよう努めてまいりますが、このような訴訟等が発生し、予期せぬ結果となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（５）法的規制等について

当社の事業活動上、電気通信事業法・個人情報保護法・特定商取引に関する法律等の各種法令等の規制を受けております。当社は、法令遵守に関連する研修を継続し、各種法令の遵守の徹底に努めてまいりますが、各種法令等に違反する行為を行った場合に、行政機関からの処分や指導、取引先等からの損害賠償請求や代理店契約の解除がなされ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（６）小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針でありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）人材確保及び育成に伴うリスク

当社の更なる販売活動強化及び事業拡大を図るため、人材採用活動の強化に加え、社員研修を実施する等人的資源の活性化に注力する方針であります。また教育体制を強化し通報・相談窓口を設け、退職の防止に努めております。しかしながら、上記方針に基づく採用計画や人材育成が計画どおり進まない場合、また予測を超えて退職者が増加した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）特定人材への依存について

当社の代表取締役である髙岡悦幸は、当社の最高経営責任者として経営方針や経営戦略の決定に深く関与しており、事業上重要な役割を担っております。当社では、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備を図っておりますが、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（９）支援への依存について

当社の重要取引先となり売上高でも最上位にあたる株式会社ハローコミュニケーションズによる基本の販売手数料とは別に一定の条件を達成したことによって得られる評価的インセンティブの比重が高まっております。当社は株式会社ハローコミュニケーションズと良好な関係を築いておりますが、予期せぬ販売方針の変更や当社の原因による重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本Ｍ＆Ａセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。） 第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第311条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又

は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）　前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの2　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

５ 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
株式会社Yottavias（当社）	株式会社ハローコミュニケーションズ	取次店契約	通信商材等代理店としての販売・加入取次	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
株式会社Yottavias（当社）	株式会社USEN NETWORKS	代理店契約	通信商材等代理店としての販売・加入取次	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日

（注）契約期間は、更新後の契約期間であり、更新期間は原則１年（自動更新）であります。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

（資産の部）

総資産は436,297千円（前期末比18,671千円増）となりました。流動資産につきましては、378,646千円（前期末比20,473千円増）となりました。これは主に現金及び預金が11,120千円、未収還付法人税等が4,113千円、棚卸資産が4,127千円増加したことによるものです。固定資産につきましては、57,650千円（前期末比1,802千円減）となりました。これは主に、繰延税金資産が4,218千円減少したことによるものです。

（負債の部）

総負債は276,190千円（前期末比974千円増）となりました。流動負債につきましては162,797千円（前期末比7,811千円減）となりました。これは主に、１年内返済予定の長期借入金が21,960千円増加したものの、未払法人税等が9,906千円、販売促進引当金が9,210千円、未払費用が5,582千円減少したことによるものです。固定負債につきましては、113,392千円（前期末比8,785千円増）となりました。これは主に、長期借入金が8,780千円増加したことによるものです。

（純資産の部）

純資産につきましては160,107千円（前期末比17,696千円増）となりました。当期純利益の計上により利益剰余金が17,696千円増加したことによるものです。

（３）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

当社はITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度は本社内装設備を中心に3,492千円の設備投資を行っております。当事業年度において設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年１月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社ビル 内装工事	13,740	3,929	17,669	8〔6〕

(注) １．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
２．上記の他、賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社	本社ビル	30,066

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(１) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(２) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2025年１月31日）	公表日現在発行数（株）（2025年４月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高（千円）
2022年8月31日（注）	399,600	400,000	－	20,000	－	－

（注）株式分割（１：1,000）によるものであります。

（６）【所有者別状況】

2025年１月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	41	－	－	13	54	－
所有株式数（単元）	－	－	－	3,009	－	－	991	4,000	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	75.23	－	－	24.77	100	－

（注）自己株式14,500株は、「個人その他」に含まれております。

（７）【大株主の状況】

2025年１月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社よりみち	東京都豊島区東池袋１丁目34－５	220,000	57.07
株式会社Daiko Communications	東京都板橋区三園２丁目４－２	57,500	14.92
髙岡 悦幸	東京都千代田区	35,000	9.08
株式会社ユナイテッドトラスト	東京都港区赤坂４丁目８－18	12,000	3.11
飯島 正博	東京都練馬区	12,000	3.11
髙岡 千春	千葉県千葉市	8,000	2.08
飯島 豊	東京都練馬区	7,700	2.00
伊藤 邦雄	東京都国立市	6,000	1.56
株式会社今井組	千葉県銚子市長塚町4-1157	4,000	1.04
今井 敏春	千葉県旭市	4,000	1.04
関　康宏	千葉県千葉市緑区	4,000	1.04
計	－	370,200	96.03

（注）当社は、自己株式14,500株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

（８）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2025年１月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式　14,500	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　385,500	3,855	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	400,000	―	―
総株主の議決権	―	3,855	―

②　【自己株式等】

2025年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓ	東京都千代田区麹町３丁目３－４	14,500	－	14,500	3.63
計	―	14,500	－	14,500	3.63

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施すること、また、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会であります。当社は、「取締役会の決議により、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

４ 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2023年１月	2024年１月	2025年１月
最高（円）	―	3,210	3,220
最低（円）	―	3,200	3,200

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
２．当社株式は、2023年12月13日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年８月	2024年９月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年１月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
２．2024年８月から2025年１月については、売買実績がないため記載しておりません。

５ 【役員の状況】

男性５名、女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	髙岡 悦幸	1985年７月13日生	2011年３月 2013年10月 2017年２月	株式会社Daiko Communications入社 当社代表取締役(現任) 株式会社Daiko Communications取締役	(注)２	(注)４	255,000 (注)５
取締役	-	長谷川 一正	1972年８月18日生	1993年４月 1994年５月 1995年４月 1996年４月 1997年３月 2006年４月 2008年２月 2013年９月 2019年５月 2021年４月 2024年４月	株式会社マルタカ入社 株式会社エルコム入社 大樹貿易グループ入社 アサヒコーポレーション株式会社入社 ジーアンドエスエンジニアリング株式会社入社 株式会社メルテス入社 株式会社EARTH設立 代表取締役(現任) 株式会社Daiko Communications入社 株式会社Daiko Communications執行役員(現任) 当社社外監査役 当社取締役(現任)	(注)２	(注)４	1,000
取締役(監査等委員)	-	栢原 和男	1975年11月28日生	2010年４月 2012年２月 2016年１月 2022年１月 2022年１月 2024年４月	栢原語六法律事務所 入所 栢原語六法律事務所　代表弁護士(現任) アスクプロ株式会社　社外監査役(現任) 株式会社サンキンソー社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) 当社取締役（監査等委員）(現任)	(注)３	(注)４	-
取締役(監査等委員)	-	空手　宏樹	1968年２月25日生	1991年４月 2024年４月	帝人株式会社入社(現任) 当社取締役（監査等委員）(現任)	(注)３	(注)４	1,900
取締役(監査等委員)	-	大西　翼	1979年４月９日生	2013年５月 2019年５月 2024年４月	自治医科大学付属病院入職 練馬光が丘病院入職(現任) 当社取締役（監査等委員）(現任)	(注)３	(注)４	-
計								257,900

（注）１．取締役栢原和男、空手宏樹及び大西翼は、社外取締役であります。
２．監査等委員でない取締役の任期は、2025年１月期に係る定時株主総会終結時から2026年１月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査等委員である取締役の任期は、2024年１月期に係る定時株主総会終結時から2026年１月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2025年１月期における役員報酬の総額は、31,875千円を支給しております。
５．代表取締役髙岡悦幸の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社よりみちが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
６．当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
伊達 基浩	1976年４月30日生	2007年４月 2010年７月 2012年12月 2024年３月	株式会社ガイアスコープ入社 株式会社G-Style入社 税理士法人アーニングスターズ入所 税理士法人NewR入所(現任)	-

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念に基づきすべてのステークホルダーに支持される企業として共存共栄を図りながら、企業としての社会的責任を自覚し持続的な成長と企業価値を高めていくことの実現をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。このためにも、コンプライアンスを重視し、内部統制の整備、経営の透明性と健全性、適法性を確保しつつ業務執行体制の確立を図っております。

なお、さらなる経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、2024年４月30日開催の第11回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しております。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名及び、監査等委員である取締役(うち社外取締役３名)で構成されております。監査等委員である取締役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営の最高意思決定機関、経営の妥当性、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月１回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

(b) 監査等委員会

当社は会社法に基づき監査等委員会を設置しております。当社の監査等委員会は監査等委員である取締役３名(うち社外取締役３名)で構成されております。原則として毎月１回監査等委員会を開催致します。監査等委員会は、監査の基本方針等を決定するとともに、各監査等委員が実施した日常監査の結果を相互に報告し、監査等委員間での意見の交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行います。また、内部監査担当及び会計監査人との連携により、必要な情報の共有化を図ります。

(c) 内部監査

当社の内部監査は、専門部門として、内部監査室を設置しておらず、代表取締役の命により内部監査担当者２名が担当致します。内部監査担当者は翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき、業務が会社の定める社内規程又はマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及び法令等が遵守されているか等について、全ての部・課を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度代表取締役に報告されております。監査を実施するにあたっては監査等委員会と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な内部統制機能の充実に努めております。

(d) 会計監査人

当社は2025年１月期より、ＯＡＧ監査法人を会計監査人として選任しております。また、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年１月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、髙橋大樹氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士８名、その他４名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(e) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

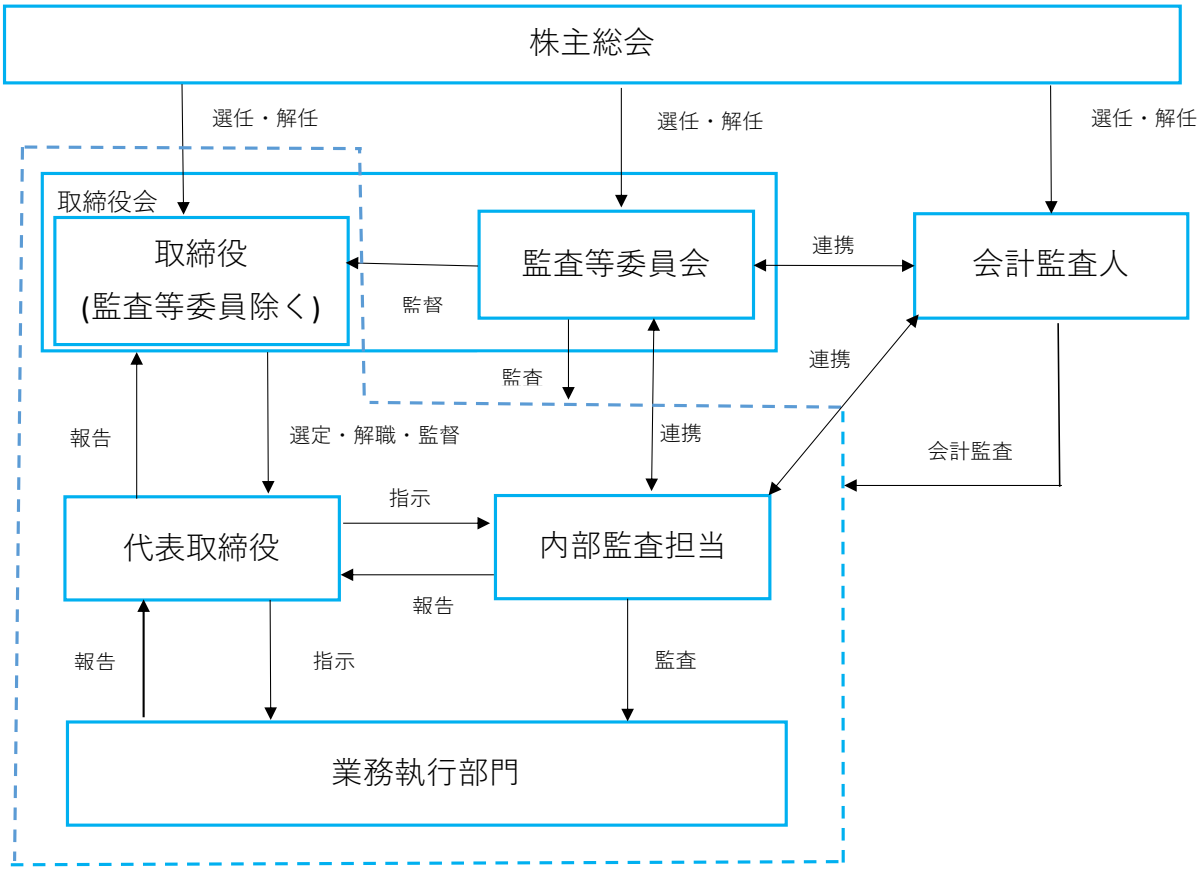

③内部統制システムの整備の状況について

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々の要請に合致した、内部統制システムの構築を図っております。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。

・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。

・内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査員を配置しております。

・法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示することで、法令等遵守の徹底を図っております。

・法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

・当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。

・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

(d)　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・経営上の重要事項に関する執行役員 社長（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を設置しております。
・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。

(e)　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
・監査等委員会の職務を補佐する使用人を配置しております。

(f)　(e)項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について
・監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
・監査等委員会は、監査等委員会に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

(g)　(e)項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

(h)　当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について
・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

(i)　(h)項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
・当社のリスク・コンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。

(j)　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

(k)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

④社外取締役との関係について

当社の社外取締役は３名（うち監査等委員である社外取締役は３名）であります。

監査等委員である社外取締役の栢原和男は、長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する知識を持ち、社外取締役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。なお、当社と同氏の間には資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の空手宏樹は、長年にわたる上場会社での財務やIRの経験を有することから、企業財務やガバナンス、適時開示等に関する豊富な知識を持ち、社外取締役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。なお、同氏は当社株式を1,900株保有しておりますが、この関係以外に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の大西翼は、医師として人格、見識を十分に備えており、豊富な知見、経験等に基づく客観的な監査や監督を頂くことを期待して選任しております。なお、当社と同氏の間には資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っています。また、当社は 企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	28,425	28,425	－	－	3
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	－	－	－	－	－
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	3,450	3,450	－	－	6

（注）当社は2024年4月30日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名（うち社外取締役１名）を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって社外監査役１名が取締役（監査等委員を除く）に就任し、社外監査役１名が監査等委員である社外取締役に就任したため、報酬等と人数につきましては、それぞれの在任期間分を含めて記載しております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、当社の支配株主である株式会社よりみちとの取引条件等について他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定することとしており、本指針に従い履行しております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は10名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑬責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑭中間配当に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、年１回中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,000	－
計	10,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要となる監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査等委員会による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

第６ 【経理の状況】

１ 財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は､｢財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２ 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度（2024年２月１日から2025年１月31日まで）の財務諸表について、ＯＡＧ監査法人による監査を受けております。

３ 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	281,634	292,755
売掛金	71,666	66,585
棚卸資産	※１　1,450	※１　5,577
前払費用	2,773	2,766
未収還付法人税等	－	4,113
その他	647	6,848
流動資産合計	358,172	378,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,299	13,740
工具、器具及び備品（純額）	504	3,929
有形固定資産合計	※２　15,803	※２　17,669
無形固定資産		
ソフトウエア	1,014	436
無形固定資産合計	1,014	436
投資その他の資産		
出資金	30	40
敷金及び保証金	33,420	34,538
繰延税金資産	9,184	4,966
投資その他の資産合計	42,635	39,544
固定資産合計	59,453	57,650
資産合計	417,626	436,297

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,856	48,007
1年内返済予定の長期借入金	57,012	78,972
未払金	5,222	7,614
未払費用	12,107	6,524
未払法人税等	9,996	90
未払消費税等	3,149	4,222
契約負債	3,248	－
預り金	982	867
賞与引当金	1,786	1,066
販売促進引当金	20,246	11,035
その他	－	4,396
流動負債合計	170,608	162,797
固定負債		
長期借入金	96,730	105,510
資産除去債務	7,876	7,882
固定負債合計	104,606	113,392
負債合計	275,215	276,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	168,810	186,507
利益剰余金合計	168,810	186,507
自己株式	△46,400	△46,400
株主資本合計	142,410	160,107
純資産合計	142,410	160,107
負債純資産合計	417,626	436,297

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
売上高	※１　969,996	※１　755,143
売上原価	667,637	483,209
売上総利益	302,358	271,934
販売費及び一般管理費	※２　255,843	※２　244,740
営業利益	46,515	27,193
営業外収益		
受取利息	62	18
受取配当金	0	0
その他	353	1
営業外収益合計	417	20
営業外費用		
支払利息	1,023	1,903
上場関連費用	11,000	－
その他	641	1
営業外費用合計	12,664	1,904
経常利益	34,267	25,309
税引前当期純利益	34,267	25,309
法人税、住民税及び事業税	14,831	3,394
法人税等調整額	△3,859	4,218
法人税等合計	10,972	7,612
当期純利益	23,294	17,696

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）		当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
経費	(注)	667,637	100.0	482,512	99.9
その他		－	－	697	0.1
売上原価		667,637	100.0	483,209	100.0

(注)　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
支払手数料(千円)	537,275	374,985
販売促進費(千円)	99,990	79,688

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年２月１日　至　2024年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	20,000	145,515	145,515	－	165,515	165,515
当期変動額						
当期純利益		23,294	23,294		23,294	23,294
自己株式の取得				△46,400	△46,400	△46,400
当期変動額合計	－	23,294	23,294	△46,400	△23,105	△23,105
当期末残高	20,000	168,810	168,810	△46,400	142,410	142,410

当事業年度（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	20,000	168,810	168,810	△46,400	142,410	142,410
当期変動額						
当期純利益		17,696	17,696		17,696	17,696
自己株式の取得				－	－	－
当期変動額合計	－	17,696	17,696	－	17,696	17,696
当期末残高	20,000	186,507	186,507	△46,400	160,107	160,107

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	34,267	25,309
減価償却費	2,698	2,204
賞与引当金の増減額（△は減少）	△83	△720
販売促進引当金の増減額（△は減少）	8,604	△9,210
受取利息及び受取配当金	△63	△19
支払利息	1,023	1,903
上場関連費用	11,000	－
売上債権の増減額（△は増加）	11,315	5,080
未収入金の増減額（△は増加）	△152	△6,100
未払金の増減額（△は減少）	△9,613	2,391
仕入債務の増減額（△は減少）	10,136	△8,848
未払消費税等の増減額（△は減少）	1,699	1,072
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,311	△4,219
その他の負債の増減額（△は減少）	△320	△4,550
その他	－	5
小計	69,207	4,299
利息及び配当金の受取額	20	19
利息の支払額	△1,023	△1,903
法人税等の支払額	△4,992	△17,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,212	△14,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,113	△3,492
貸付金の回収による収入	27,024	－
敷金及び保証金の差入による支出	△1,030	△1,118
その他	－	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,880	△4,620
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	60,000	105,000
長期借入金の返済による支出	△83,972	△74,260
自己株式の取得による支出	△46,400	－
上場関連費用の支出	△11,000	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81,372	30,740
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	5,721	11,120
現金及び現金同等物の期首残高	275,913	281,634
現金及び現金同等物の期末残高	※　281,634	※　292,755

【注記事項】

（重要な会計方針）

1.　棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2.　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。なお2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～18年

工具、器具及び備品　５年～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3.　引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）販売促進引当金

大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として将来発生見込額を計上しております。

4.　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

取次による収益は、主に大手通信キャリアが提供するサービスの取次による手数料であり、その取次に関する履行義務は大手通信キャリアがその便益を享受した時点で充足すると判断し、収益を計上しております。具体的には当社の上位代理店から受領する取次業務の成約明細の通知に基づき売上を計上しております。

ソフトウエアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウエアライセンスの提供によるものであり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

5.　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）
　販売促進引当金の計上
（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
販売促進引当金	20,246	11,035

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
　当社は、大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。
　この販売促進引当金の算定にあたっては、過去においてインセンティブに基づき発生した販売促進費の実績額から将来発生する金額を見積っており、インセンティブに基づき将来発生すると見込まれる費用は過去の実績と同程度という仮定に基づいております。
　ユーザーに対する将来のインセンティブの条件が大幅に変動した場合には、翌事業年度の財務諸表において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年９月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年９月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）　概要
　2016年１月に国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」）が公表され、同年２月に米国財務会計基準審議会（FASB）よりTopic842「リース」が公表された状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手するとされていたものが、検討され、公表されたものです。企業会計基準委員会のリースに関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用することとされ、また、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を定めることとされております。

（２）適用予定日
　2029年１月期の期首から適用予定です。

（３）当該会計基準等の適用による影響
　「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

（貸借対照表関係）
※１　棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
貯蔵品	1,450千円	5,577千円
計	1,450千円	5,577千円

※２　有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	2,890千円	4,516千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「【注記事項】（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
役員報酬	34,500千円	31,875千円
給料手当	56,225千円	52,186千円
外注費	27,128千円	36,355千円
地代家賃	24,053千円	26,558千円
通信費	4,584千円	4,952千円
減価償却費	2,698千円	2,204千円
賞与引当金繰入額	1,786千円	1,066千円
おおよその割合		
販売費	57.6%	59.8%
一般管理費	42.4%	40.2%

（表示方法の変更）

前事業年度において、主要な項目として表示していた「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「支払手数料」は、27,631千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2023年２月１日　至　2024年１月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	400,000	－	－	400,000
合計	400,000	－	－	400,000
自己株式				
普通株式（注）	-	14,500	－	14,500
合計	-	14,500	－	14,500

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加14,500株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)における買付けによるものであります。

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	400,000	－	－	400,000
合計	400,000	－	－	400,000
自己株式				
普通株式	14,500	－	－	14,500
合計	14,500	－	－	14,500

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
現金及び預金	281,634千円	292,755千円
現金及び現金同等物	281,634千円	292,755千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債権であり、１年以内に還付期日が到来します。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが１年以内の支払期日であります。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金はその全てが１年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、その返済日は最長で決算日後５年であります。なお、長期借入金のうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を経営管理部が定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（５）信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち74.7％が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年１月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
敷金及び保証金	33,420	32,293	△1,127
資産計	33,420	32,293	△1,127
長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む）	153,742	153,489	△252
負債計	153,742	153,489	△252

（※１） 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（※２） 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （千円）
出資金	30

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

当事業年度（2025年１月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
敷金及び保証金	34,538	32,405	△2,133
資産計	34,538	32,405	△2,133
長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む）	184,482	183,641	△840
負債計	184,482	183,641	△840

（※１） 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（※２） 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （千円）
出資金	40

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年１月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	281,634	－	－	－
売掛金	71,666	－	－	－
合計	353,301	－	－	－

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表に含めておりません。

当事業年度（2025年１月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	292,755	－	－	－
売掛金	66,585	－	－	－
未収還付法人税等	4,113	－	－	－
合計	363,454	－	－	－

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表に含めておりません。

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年１月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	57,012	47,976	35,480	9,306	3,968	－

当事業年度（2025年１月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	78,972	66,476	26,566	9,968	2,500	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1)　時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年１月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年１月31日）

該当事項はありません。

(2)　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年１月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	32,293	－	32,293
資産計	－	32,293	－	32,293
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	153,489	－	153,489
負債計	－	153,489	－	153,489

当事業年度（2025年１月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	32,405	－	32,405
資産計	－	32,405	－	32,405
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	183,641	－	183,641
負債計	－	183,641	－	183,641

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度(2024年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年１月31日)

該当事項はありません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(2024年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社では中小企業退職金共済制度に加入しております。

２．確定拠出制度

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
中小企業退職金共済制度への拠出額	1,747	1,548

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	686千円	－千円
減価償却超過額	109千円	44千円
一括償却資産	24千円	－千円
未払費用	87千円	134千円
賞与引当金	618千円	368千円
販売促進引当金	7,003千円	3,817千円
資産除去債務	2,724千円	2,726千円
繰延税金資産小計	11,253千円	7,091千円
評価性引当額	－千円	－千円
繰延税金資産合計	11,253千円	7,091千円
繰延税金負債		
未収事業税	－千円	△396千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,068千円	△1,728千円
繰延税金負債合計	△2,068千円	△2,125千円
繰延税金資産純額	9,184千円	4,966千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
法定実効税率	34.6%	34.6%
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%	△0.0%
住民税均等割	0.5%	0.7%
中小法人の軽減税額	△2.5%	△4.7%
その他	△0.6%	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0%	30.0%

３．決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年２月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.6%から35.4%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は0.074%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
期首残高	7,871千円	7,876千円
有形固定資産の取得による増加額	－千円	－千円
時の経過による調整額	5千円	5千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円	－千円
期末残高	7,876千円	7,882千円

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
通信サービス取次	958,080千円	732,915千円
ソフトウエアライセンス等	11,915千円	22,228千円
顧客との契約から生じる収益	969,996千円	755,143千円
外部顧客への売上高	969,996千円	755,143千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（１）契約及び履行義務に関する情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（２）重要な支払い条件に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、一定の条件を達成することによって得られる評価的インセンティブであります。

（３）取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に評価的インセンティブ等の変動対価が含まれている場合には、取引の対価の変動部分の額を合理的に見積り、著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を売上高に調整しております。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（１）顧客との契約から生じた債権の残高等

	前事業年度 （2024年１月31日）	当事業年度 （2025年１月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	82,982千円	71,666千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,666千円	66,585千円

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
当社の事業セグメントは、ITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】
前事業年度(自　2023年２月１日　至　2024年１月31日)
１．製品及びサービスごとの情報
当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報
（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	741,470
株式会社USEN NETWORKS	147,292

当事業年度(自　2024年２月１日　至　2025年１月31日)
１．製品及びサービスごとの情報
当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報
（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	528,436
株式会社USEN NETWORKS	114,156

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
前事業年度(自　2023年２月１日　至　2024年１月31日)
１．関連当事者との取引
財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	髙岡 悦幸	－	－	当社 代表取締役	(被所有) 直接9.08 間接57.07 (注１)	金銭の貸付	金銭の回収	30,000	－	－
							利息の受取(注２)	59	－	－

(注) １．当社代表取締役髙岡悦幸が議決権の100％を保有する資産管理会社である株式会社よりみちを通じて間接保有している割合です。
２．金銭の貸付にかかる利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、当事業年度中に貸付金は全額返済されております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年２月１日　至　2025年１月31日)
１．関連当事者との取引
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自　2024年２月１日 至　2025年１月31日）
１株当たり純資産額	369.42円	415.32円
１株当たり当期純利益金額	58.59円	45.91円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年２月１日 至　2024年１月31日）	当事業年度 （自 2024年２月１日 至 2025年１月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	23,294	17,696
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	23,294	17,696
普通株式の期中平均株式数(株)	397,583	385,500

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産	建物	18,154	－	－	18,154	4,413	1,559	13,740
	工具、器具及び備品	540	3,492	－	4,032	102	67	3,929
	計	18,694	3,492	－	22,186	4,516	1,626	17,669
無形固定資産	ソフトウエア	2,890	－	－	2,890	2,453	578	436
	計	2,890	－	－	2,890	2,453	578	436

（注）工具、器具及び備品の主な増加はライブカメラ等の備品購入によるものです。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	57,012	78,972	1.14	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	96,730	105,510	1.17	2026年～2029年
合計	153,742	184,482	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の決算日以降５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	66,476	26,566	9,968	2,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	1,786	1,066	1,786	－	1,066
販売促進引当金	20,246	11,035	20,246	－	11,035

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ　現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	292,704
その他	51
小計	292,755
合計	292,755

ロ　売掛金

（ａ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ハローコミュニケーションズ	44,517
株式会社ライフイン24	11,613
株式会社USEN NETWORKS	5,203
NUWORKS株式会社	966
株式会社オフィスバスターズ	857
その他	3,426
合計	66,585

（ｂ）売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間（日） $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
71,666	802,175	807,146	66,585	92.37	31.45

ハ　貯蔵品

区分	金額（千円）
消耗品等	5,577
合計	5,577

② 投資その他の資産
イ 敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
ケネディクス・オフィス投資法人	30,066
株式会社ハローコミュニケーションズ	2,519
株式会社ライト通信	980
株式会社ハルエネ	790
株式会社シンク	182
合計	34,538

③ 流動負債
イ 買掛金

相手先	金額（千円）
NTTファイナンス株式会社	4,634
株式会社カスタマーソリューション	4,507
東日本電信電話株式会社	2,667
株式会社IMF	2,398
株式会社ラインズ	1,709
その他	32,091
合計	48,007

（３）【その他】
該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年２月１日から翌年１月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年７月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 － － － － －
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりです。 https://yottavias.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部　【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 28 日

株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓ
取 締 役 会　御中

ＯＡＧ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　今井　基喜

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　髙橋　大樹

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓの 2024 年２月１日から 2025 年１月 31 日までの第 12 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｙｏｔｔａｖｉａｓの 2025 年１月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。